

授業科目名	【G】 環境法	区分	開講年次	【G】3	単位数	【G】2		
		その他参照						
科目区分	専門科目							
授業形態	対面授業							
担当形態	単 独							
施行規則に定める科目区分又は事項等								
サブタイトル	環境法の公法的基礎学習			担当者	八木 保夫			
授業概要	【概要】	<p>近年の環境問題は、地球温暖化を遠因とする大規模な自然災害に象徴されるように、年々深刻化の度合いを増しています。これによって家、田畑を失い、電気・水道・ガス・道路・鉄道等の生活基盤を奪われ、果ては掛け替えのない肉親の身体・生命も奪われる被災者は、国際的武力衝突や国内的勢力闘争によって引き起こされる戦乱、内乱、テロ等の犠牲者をも上回る勢いで増加しています。私達には、このような状況を何とか食い止める手段はないのでしょうか。</p> <p>この授業科目では、こうした問題関心に立って、違法な環境汚染活動、環境破壊活動をできるだけ事前に規制することによって、環境の保存・保全、維持・創造を実現してゆくための環境法の諸制度を公法的・行政法的観点に重点を置いて、総論的に学ぶことを目的としています。</p>						
	【到達目標】	<p>環境法の基本原則に関する知識、環境保全のための各種手法、規制手段、履行確保手段等に関する知識、紛争の簡易・迅速・低廉な解決方法等を総論的に理解することができるようになる。</p>						
履修条件	行政法概論、行政法(総論)Ⅰ・Ⅱ、憲法概論、憲法(統治)Ⅰ・Ⅱ、憲法(人権)Ⅰ・Ⅱを履修済みであること。							
アクティブラーニングの方法	【○】	事前学習型	【-】	反転授業	【-】	調査学習	【-】	フィールドワーク
	【-】	双方向アンケート	【-】	グループワーク	【-】	対話・議論型授業	【-】	ロールプレイ
	【-】	プレゼンテーション	【-】	模擬授業	【○】	PBL	【-】	その他
ディプロマ・ポリシーとの関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	◎ (よく当てはまる)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)④	- (当てはまらない)						
他科目との関連性	本科目の履修と並行して、或いは事後に、行政法(行政救済法)、行政法(地方自治法)、行政法(各論)、国際法Ⅰ・Ⅱ等を受講することが望ましい。							
教科書	授業中に、適宜、資料を配布する。							
参考書	<p>(1)北村喜宣『環境法(第2版)』(有斐閣ストウディア)(有斐閣, 2019)</p> <p>(2)大塚直『環境法BASIC(第4版)』(有斐閣, 2023)</p> <p>(3)大塚直=北村喜宣(編集)『環境法判例百選(第3版)』(別冊ジュリスト240)(有斐閣, 2018)</p>							
評価方法	授業3回に1回程度の頻度(通算5回程度)で出題する学習到達度確認テストへの回答(45%)、毎回事前に提示する資料の空欄補充課題への回答(15%)、毎回授業終了時に提出する復習課題への回答(30%)に加え、授業への取組姿勢(10%)等を勘案して総合的に評価する。なお、不正行為があった場合は大幅減点とする。							
フィードバック方法	毎回事前に提示するレジュメ資料の空欄補充課題の正解を当該授業中において解説すると同時に、欠席者を配慮して、クラスルーム上にも提示し、授業終了時に提出する復習課題の正解および学習到達度確認テストの正解を、課題出題の次の週の授業において解説すると同時に、クラスルーム上にも提示して、学習内容の定着と振り返りを促す。							
評価基準	身近に存在する環境法の役割・特徴について十分理解し文章等で説明できる者は程度に応じてSまたはA評価、環境法の特徴についてよく理解できる者はB評価、環境法で使用される用語の意味について一応の理解ができる者はC評価、C評価に満たない者については程度に応じてDまたはE評価とし、授業終了時に提出する復習課題の不提出、学習到達度確認テストでの欠席等、評価不能な者に対してはF評価とする。							

授業科目名	【G】 環境法	区分	開講年次	【G】3	単位数	【G】2
		その他参照				
授業回数	授業内容					
1	環境法とは何か					
	予習： 行政法, 憲法の基礎知識を確認する(100分)		復習： 環境法の特徴を把握し参考文献を整理する(80分)			
2	公害・環境問題の歴史					
	予習： 産業型公害と都市生活型公害を考える(100分)		復習： 公害・環境法の発展過程を段階に分けて理解する(80分)			
3	環境法の基本原則(1)(持続可能な開発・予防原則)					
	予習： 環境法の全体に妥当する基本原則について考える(100分)		復習： 持続可能な開発や予防原則等の諸原則の意味を把握する(80分)			
4	環境法の基本原則(2)(原因者負担原則・環境権)					
	予習： 環境法原則としての環境権を考える(100分)		復習： 原因者負担原則や環境権等の諸原則の意味を把握する(80分)			
5	環境保護の主体(1)(国・地方公共団体)					
	予習： 環境保護における各主体の役割を考える(100分)		復習： 行政主体や事業者等の環境保護上の役割を理解する(80分)			
6	環境保護の主体(2)(国民・市民)					
	予習： 環境保護のために自分達にできる役割について考える(100分)		復習： 環境保護主体間の連携について理解する(80分)			
7	環境政策の手法(1)(監督命令手法・土地利用規制)					
	予習： 命令的行政行為による環境保護政策について考える(100分)		復習： 監督命令手法や土地利用規制の手法を理解する(80分)			
8	環境政策の手法(2)(経済的手法・情報的手法)					
	予習： 規制的手法以外の環境保護政策について考える(100分)		復習： 経済的手法や情報的手法の長所について理解する(80分)			
9	環境基本法(1)(法の制定目的・構成)					
	予習： 環境基本法が制定された経緯について考える(100分)		復習： 環境基本法の制定目的・全体構成について把握する(80分)			
10	環境基本法(2)(法の理念)					
	予習： 環境基本法が掲げる理念を考える(100分)		復習： 環境基本法の理念と基本原則との関係を理解する(80分)			
11	環境アセスメント(1)(環境アセスメントとは何か)					
	予習： 環境アセスメント制度の意味・歴史等を考える(100分)		復習： 環境影響評価法の目的・対象事業を把握する(80分)			
12	環境アセスメント(2)(アセスメント手続)					
	予習： 事前手続としてのアセスメントの意義を考える(100分)		復習： アセスメント手続の全体のプロセスを把握する(80分)			
13	環境アセスメント(3)(自治体条例・残された課題)					
	予習： アセスメントに係る国の法律と地方条例との関係を考える(100分)		復習： 残された課題を通じて制度が果たす重要性を理解する(80分)			
14	環境紛争の解決方法(1)(行政的解決方法)					
	予習： 環境紛争の行政的解決方法の特質について考える(100分)		復習： 公害等調整委員会等による公害紛争処理制度を理解する(80分)			
15	環境紛争の解決方法(2)(行政訴訟)					
	予習： 各種の訴訟類型について考える(100分)		復習： 具体的判例を通じて行政訴訟の機能を把握する(80分)			
その他	他の履修者の提出物の模倣, 他の者による身代わり回答等, 履修態度が良くない者には厳正に対処する。					